

提出第 8 号

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等を報告する書類の提出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条の規定により、令和 4 年度教育委員会活動の点検及び評価報告書を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 11 月 30 日提出

京丹後市教育委員会